

お知らせ

平成27年5月

### 修正申告の際の提出書類の取扱いについて

修正申告を行う際には、必要に応じて、修正申告の内容を確認するために必要な書類（当初申告の添付書類のうち修正申告に係る事項が含まれているものや修正に至った理由や経緯が分かる書類）を提出していただいておりますが、これまで、「御願書」といった書類が提出されているケースがございます。

修正申告は、先にした納税申告等により納付すべき税額に不足額がある場合等に自主的に申告を行っていただき、関税等の適正な納付を図るための手続であることから、修正申告にあたって「御願書」のような書類を提出していただく必要はございません。

また、必要に応じて、修正申告に至った理由や経緯が分かる書類を提出していただくことがございますが、そのような場合であっても必ずしも社印が押されたものである必要はございませんので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

お問合せ先  
長崎税関業務部統括審査官（総括部門）  
TEL095-828-0126